

6 2. 西風新都伴割岩地区 地区計画

配布用(参考)

決 定 平成 26 年 2 月 28 日 広島市告示第 88 号
最終変更 平成 29 年 7 月 3 日 広島市告示第 318 号
(西風新都計画誘導型 (一般タイプ))

名 称		西風新都伴割岩地区 地区計画
位 置		広島市安佐南区伴西四丁目、伴西五丁目及び伴西町の一部
面 積		約 1. 0 h a
地区計画の目標		伴割岩地区は、広島市の北西部で新たな都市機能の集積拠点として整備されている西風新都の北西部の端に位置し、閑静な住宅団地である伴ハイツに隣接し、幹線道路である伴北線に面する地区である。 本地区は、都市基盤も整備されており、広島西風新都インターチェンジに近いなど利便性が高いため、地区計画を策定することにより、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図ろうとするものである。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区では、地区の特性に応じて地区を二つに区分し、土地利用に関する方針を以下のように定める。 1 「沿道地区」は、沿道環境や景観の改善等を進め、幹線道路を生かした沿道にふさわしい土地利用を行う。 2 「住居地区」は、居住環境等の周辺環境に配慮しつつ、安全で快適な市街地形成を進め、低層住宅を中心とした土地利用を行う。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、既存の道路を有効に活用しながら、安全で快適な環境や景観の確保に努める。
	建築物等の整備の方針	建築物等について次のような事項を定めることにより、良好な市街地環境の形成と安全で快適な地区環境の保全・創出を図る。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の敷地面積の最低限度 3 壁面の位置の制限 4 建築物等の形態又は意匠の制限 5 垣又は柵の構造の制限
	その他当該地区の整備、開発及び保全の方針	屋外広告物（屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。）に光源を設ける場合は、まぶしさを防止する対策を図るなど周辺の環境に配慮する。

地区整備計画	地区の区分		沿道地区 (第一種住居地域)	住居地区 (第一種低層住居専用地域)
	名称	面積	約0.8ha	約0.2ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎(店舗等に附属するものを除く。)	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅(住戸数が3以上の長屋を除く。) 2 兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3に定める住宅をいう。) 3 共同住宅(住戸数が2のものに限る。)、寄宿舎又は下宿 4 幼稚園 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 集会所 8 巡査派出所、公衆電話所又は建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物 9 前各項の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く。)
		敷地面積の最低限度	165平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りではない。 1 集会所 2 巡査派出所、公衆電話所又は建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物	
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線(隅切部分を除く。)までの距離は、1メートル以上としなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。 (1) 簡易な構造の自動車車庫 (2) ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分 (3) 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること ロ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを、敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること (4) 巡査派出所 (5) 公衆電話所 (6) 建築基準法施行令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの (7) 門又は堀 (8) 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの 3 当該地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が第1項の規定に適合しない場合においては、当該建築物に対して、第1項の規定は適用しない。 4 前項の規定により第1項の適用を受けない建築物に増築をする場合においては、増築をする部分が第1項及び第2項の規定に適合する場合に限り、当該建築物に対して、第1項の規定は適用しない。 5 第3項の規定により第1項の適用を受けない建築物に修繕又は模様替をする場合においては、当該建築物に対して、第1項の規定は適用しない。	

	建築物等の形態又は意匠の制限	1 屋外広告物は、次の(1)または(2)に該当する自己の用に供する広告物（以下「自己用」という。）以外を禁止するとともに、自己用のうち、次の(3)に該当するものは建築物を利用して表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。 ただし、広島市屋外広告物条例（昭和54年条例第65号）第6条第1項、第2項、第4項第3号、同項第4号及び同項第6号に規定するものはこの限りではない。 (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場又は車両、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件 (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物またはこれを掲出する物件 (3) 屋上若しくは屋根の上に広告物の掲出を主たる目的として独立して設けるもの 2 当該地区計画の決定の際現に存する屋外広告物又は現に工事中の屋外広告物が前項の規定に適合しない場合においては、当該屋外広告物に対して、前項の規定は適用しない。 3 前項の規定により第1項の適用を受けない屋外広告物が存する敷地で、建築物の建築、修繕又は模様替をする場合においては、当該屋外広告物に対して、第1項の規定は適用しない。
	垣又は柵の構造の制限	1 道路に面して設ける垣又は柵は、次の各号に掲げる構造のいずれかとする。ただし、道路の境界線から1メートル以上離れたもの及び門柱又は公共公益施設にあって安全上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 生け垣 (2) 網状その他これに類する形状のもので、開放性を著しく妨げないもの 2 当該地区計画の決定の際現に存する垣若しくは柵又は現に工事中の垣若しくは柵が前項の規定に適合しない場合においては、当該垣又は柵に対して、前項の規定は適用しない。 3 前項の規定により第1項の適用を受けない垣又は柵が存する敷地で、建築物の建築、修繕又は模様替をする場合においては、当該垣又は柵に対して、第1項の規定は適用しない。

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由（都市計画法施行規則第9条第3項に規定する当該都市計画を定めた理由）

広島西風新都インターチェンジへのアクセス性を活かした良好なまちづくりを誘導するとともに、西風新都全体の活性化を図るため、地区計画を決定するものである。

西風新都伴割岩地区 地区計画

N



計画図

沿道地区

30m

住居地区

凡 例

	地区計画及び地区整備計画の区域
	沿道地区
	住居地区

※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。
 詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。